

7
その他

6石綿含有建材の除去及び処理

1．施工調査

(6. 1. 3)

・石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の有無について調査する。
調査範囲（ ・対象部位 ・図示 ）
貸与資料 （ ）

・分析による石綿含有建材の調査
分析対象 アクリノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材　料　名	定性分析		定量分析	
	JIS A 1481-1またはJIS A 1481-2	JIS A 1481-3またはJIS A 1481-4		
-	-	箇所	-	箇所
-	-	箇所	-	箇所
-	-	箇所	-	箇所

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取場所 ・図示 ・

2．石綿粉じん濃度測定

(6. 1. 3)

測定時期、測定場所及び測定箇所数

測定期間	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数(各施工箇所ごと)
-	測定1	処理事業前	処理事業室内	計 点
-	測定2		調査対象室外部の付近	計 点
-	測定3	処理事業中	処理事業室内	計 点
-	測定4		セキュリティゾーン入口	計 点
-	測定5		塵じん・排気装置の排出口(処理事業室外の場合)	計 点
-	測定6		処理事業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計 点
-	測定7	処理事業後(シート養生中)	処理事業室内	計 点
-	測定8	処理事業後シート撤去後1週間以内	処理事業室内	計 点
-	測定9		調査対象室外部の付近	計 点

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
-測定4	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器
-測定5	(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
-測定4			
-測定5	25	5	30
-			
-	47	10	120
-			
-	47	10	240
-			
-			

3．石綿含有吹付け材の除去

(6. 3. 1～4)

除去対象範囲 ・図示
除去工法 ・改修標準仕様書9. 1. 3 (2) (ア)による
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
・湿覆化 ・囲封化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

4．石綿含有保温材等の除去

(6. 4. 1～5)

除去対象範囲 ・図示
除去工法 ・粉砕して除去 ・手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
・湿覆化 ・囲封化
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
処理を行う石綿含有保温材等の仕様等

材　料　名	厚さ(mm)	処理を行う範囲
-石綿含有保温材		-図示 -
-石綿含有耐火被覆板		-図示 -
-石綿含有断熱材		-図示 -

5．石綿含有成形板の除去

(6. 5. 1～4)

・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外)の除去
除去対象範囲 ・図示
除去した石綿含有保温材の処分
石綿含有せつこうボード
・埋立処分(管理型最終処分場)
石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

・石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム板第1種)の除去
除去対象範囲 ・図示 ・
養生方法
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分
・埋立処分(安定型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
・

・石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板(下地調整材)の除去
除去対象範囲 ・図示 ・
除去方法
養生方法
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・埋立処分(安定型最終処分場)
・埋立処分(管理型最終処分場)
・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)

1．委　託　契　約

2．マニフェスト

3．そ　 の　 他

・請負者(搬出事業者)は建設廃棄物の適正処理をするため、搬出事業者と収集事業者に及ぶ搬出事業者と処分業者で建設廃棄物処理委託契約(2番契約)を行い、その写しを監督員に提出すること。

・「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」は、交付後、原本を監督員に提示すること。

・労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、発時の点検を行い、作業員に配慮させること。

・毎日工事打合せを実施し、公理及び第三者に對する事故防止に努めること。

・工事課長等は、工事着事前に当該工事に必要な労働者を当該地域を管轄する公共職業安定所に届けること。

・工事課長等は、公共職業安定所の紹介による失業者の雇用に努めること。